

要介護者等の輸送サービスに関する行政評価・監視

「要介護者等の輸送サービスに関する行政評価・監視」の結果に基づく改善通知に対する北海道運輸局からの回答

当局が平成 18 年 2 月 7 日、北海道運輸局に対し行った「要介護者等の輸送サービスに関する行政評価・監視」の改善通知により、北海道運輸局において、次のように改善されることとなりました。

◎ 1 事業者等に対する許可取得指導の推進

通知事項①

現に要介護者等の輸送を行っている事業者等及びその輸送実態を関係機関との連携を図りながら積極的な把握に努めるとともに、これら事業者等に対して重点指導期間内の道路運送法による許可取得に向けた指導、啓発を重点的に実施すること。

回答要旨

北海道から情報提供を受け、道路運送法による許可を申請していない乗降介助等を行っている訪問介護事業者等の 212 者に対し、許可の早期取得を促す文書を北海道保健福祉部と連名で発出した。

通知事項②

福祉有償運送又は過疎地有償運送に係る運営協議会の設置の意向を有する市町村について、北海道と連携して、同協議会の設置・開催の早期化を促進するとともに、その運営の円滑化を図るため、当該運送主体に対し、道路運送法に基づく業務の適正化及び許可申請手続についての的確な指導を行うこと。

回答要旨

北海道から提供を受けた運営協議会の設置意向調査結果を基に、運営協議会の設置意向はあるが開催日が未定の 18 市町村に対し、早期開催を促す文書を北海道保健福祉部と連名で発出した。

また、NPO 等の運送主体に対する業務の適正化及び許可申請手続については、上記①の許可の早期取得に係る北海道保健福祉部と連名の文書により指導を行なった。

通知事項③

今後の道路運送法に基づく許可等申請の増加に対応して、運輸局・支局間の相互支援体制を整える、運輸支局別に集中申請受付・処理期間を設定するなどの事務処理体制を整備すること。また、重点指導期間後における事業者等に対する指導監督方針を速やかに決定し、これを公表すること。

回答要旨

旅客第二課及び運輸支局輸送（企画輸送）課の担当者全員で事務処理対応できる体制を整えた。また、最も業務が集中することが予想される札幌運輸支局については、運輸局職員の派遣を行なうこととしている。

また、重点指導期間後における事業者等に対する指導監督方針については、重点指導期間が平成 18 年 9 月末まで延長されることになり、今後、国土交通省本省と調整のうえ対応していきたい。

通知事項④

介護保険等事務を行っている北海道、市町村に対し、要介護者等の輸送サービスを行う指定訪問介護事業者等について、指定、介護給付費の支給時等における道路運送法の許可取得の確認及び輸送実態等の情報提供を要請すること。

回答要旨

要介護者等の輸送サービスを行う訪問介護事業者等の指定、介護給付費等の支給時等における道路運送法の許可取得の確認及び輸送実態等の情報提供を、北海道あてに依頼文書を発出し、要請するとともに、合わせて市町村等への周知方を依頼した。

◎ 2 許可審査事務の実施状況

(1) 許可審査事務の適正化

通知事項①

訪問介護員の安全運転講習等の受講について、受講計画（予定）をもって許可する者に対しては、運送開始までに受講させることを許可条件として付すこと、又は許可後における受講状況を確認できる措置を講じることとし、運輸支局に対して、その実施の徹底を図ること。

回答要旨

訪問介護員の安全運転講習等の受講について、受講する具体的な計画があるとして許可する者に対しては、運送開始までに受講することを許可条件とするよう、運輸支局に指示した。

通知事項②

訪問介護員等有償運送に係る第 80 条第 1 項許可の申請書類及びその記載事項について、その必要性を検討して、確認・審査に不要な書類・記載事項を見直すとともに、運輸支局に対して、申請書類の受理及び確認・審査を適正に行うよう指導すること。

回答要旨

訪問介護員等の資格については、「有償運送に係る契約書」及び「宣誓書」により確認をすることとし、「自家用自動車有償運送許可申請者名簿及び使用車両の明細を記載した書面」の介護員番号欄を削除した様式を作成し、運輸支局に配布した。

通知事項③

福祉・過疎地有償運送に係る第 80 条第 1 項許可に当たっては、運転者に関する申請書類の受理及び確認・審査を適正に行うよう運輸支局を指導すること。

回答要旨

「運転者就任承諾書」の受理、確認及び審査に当たっては、運転者の承諾意思を自署又は押印により確認するよう、その徹底を運輸支局に指示した。

(2) 許可審査事務の迅速化

通知事項

許可申請に対する事務処理台帳を整備し、処理の明確化、迅速化を図るとともに、各運輸支局に対し、同措置を講じるとともに、運輸局への進達期間を遵守するよう指導すること。

回答要旨

許可申請に対する事務処理台帳を作成し、申請者への補正指示日・内容等を記録するなど処理の明確化、迅速化を図るとともに、運輸局への進達期間を遵守するよう運輸支局に指示した。

◎3 安全確保措置及び許可条件の遵守の徹底

通知事項①

運転者に対する安全自主研修について、研修の方法・内容等の実態を把握するとともに、他に実施されているケア輸送サービス従事者研修等と同等の能力等が付与されるよう研修ガイドラインを作成するなどして、事業者を指導すること。

回答要旨

安全自主研修については、具体的な講習内容、講習実施主体等について検討を行う必要があり、当面の措置として、自主研修を行う事業者に対しては、福祉・過疎地有償運送許可申請書添付書類「運転者名簿」に基づき研修内容の把握を行なうとともに、原則として、移送サービス運営マニュアル編集委員会発行の「運転協力者講習会テキスト」により研修を行うよう運輸支局に指示した。

通知事項②

有償運送の許可内容の変更に伴う届出及び報告の遵守について、事業者に対して許可書交付時に周知を徹底するとともに、関係市町村に対して情報提供を要請するなど、その確保を図ること

回答要旨

運輸支局に対し、許可内容の変更に伴う届出、報告の遵守について、事業者への許可書交付時に徹底するよう指示するとともに、関係市町村に対し、変更状況についての情報提供を要請した。